

東京大学(駒場)駒場オープンラボラトリー施設整備事業

入札説明書

平成 15 年 3 月 26 日

東 京 大 学

目 次

. 対象事業の概要等	2
1 公告日	2
2 契約担当官等	2
3 調達機関番号等	2
4 品目分類番号	2
5 担当部局	2
6 事業概要等	2
7 スケジュール	4

本入札説明書は、東京大学（以下「大学」という。）が「民間資金等の活用による公共施設等の施設整備等の促進に関する法律」（平成11年7月30日法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき特定事業として選定した「東京大学（駒場）駒場オープンラボラトリー施設整備事業」（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、入札参加者を対象に交付するものである。

事業の基本的な考え方については、平成14年10月18日に公表した実施方針と同様であるが、本事業の条件等について、実施方針に関する質問・回答及び意見等を反映しているため、入札参加者は本件入札説明書の内容を踏まえ、入札に必要な書類を提出すること。

また、以下の書類は、本入札説明書と一体のもの（以下「入札説明書等」という。）とする。

- 1 「東京大学（駒場）駒場オープンラボラトリー施設整備事業 入札金額等の算出方法及びサービス購入費の支払方法等」
- 2 「東京大学（駒場）駒場オープンラボラトリー施設整備事業 様式集」（以下「様式集」という。）
- 3 「東京大学（駒場）駒場オープンラボラトリー施設整備事業 要求水準書」（以下「要求水準書」という。）
- 4 「東京大学（駒場）駒場オープンラボラトリー施設整備事業 要求水準書 資料」（以下「要求水準書 資料」という。）
- 5 「東京大学（駒場）駒場オープンラボラトリー施設整備事業 落札者決定基準」（以下「落札者決定基準」という。）
- 6 「東京大学（駒場）駒場オープンラボラトリー施設整備事業 事業契約書（案）」（以下「事業契約書(案)」という。）
- 7 「東京大学（駒場）駒場オープンラボラトリー施設整備事業 基本協定書（案）」（以下「基本協定書(案)」という。）

なお、本入札説明書（入札説明書等）と実施方針及び実施方針に関する質問・回答に相違がある場合は、本入札説明書（入札説明書等）の規定が優先するものとする。また、本入札説明書（入札説明書等）に記載がない事項については、実施方針及び実施方針に関する質問・回答及び本入札説明書（入札説明書）に関する質問・回答によることとする。

．対象事業の概要等

1 公告日

平成15年3月26日

2 契約担当官等

支出負担行為担当官 東京大学事務局長 梶野 慎一

3 調達機関番号等

調達機関番号 016 所在地番号 13
第186号

4 品目分類番号

41, 42, 75, 78

5 担当部局

〒113-8654 東京都文京区本郷7丁目3番1号
東京大学施設部企画課

6 事業概要等

(1) 事業名 東京大学(駒場)駒場オープンラボラトリー施設整備事業

(2) 事業場所 東京都目黒区駒場4丁目6番1号 東京大学構内

(3) 事業期間 契約締結の日の翌日から平成30年3月31日まで。

(4) 事業概要

本事業は、PFI法に基づき、選定事業者(入札説明書の定めるところにより、本事業を実施する者として選定されたPFI法第2条第5項に規定する選定事業者をいう。以下同じ。)が東京大学(駒場)駒場オープンラボラトリー施設(以下「本施設」という。)の設計、工事監理及び建設を行った後、大学に所有権を移転し、事業期間中に係る維持管理業務を遂行するBTO方式により実施する。本事業は、本施設の設計、工事監理、建設並びに維持管理及び運営補助業務に係る対価として大学が選定事業者に費用を支払うものである。

1) 施設の概要

施設の概要は以下のとおり。

建設地	東京都目黒区駒場4丁目6番1号 東京大学構内
敷地面積	駒場 キャンパス全体 約100,741m ²
敷地内道路	計画地西側、幅員約6M * 計画地西側には都市計画道路が計画されているが、本事業への影響は無い。
用途地域	第1種中高層住居専用地域
高度地区	東京都第2種高度地区
防火・準防火	準防火地域
日影規制	日影規制(一) * 日影規制は建築基準法第86条の第1項の1団地認定による日影規制が適用される。
建ぺい率/容積率	60%/200%

2) 事業の範囲

選定事業者が実施する本事業の主な範囲は以下のとおりである。なお、各業務における具体的内容については事業契約書(案)及び業務要求水準書に示す。

ア 施設整備業務

事前調査業務(現況測量、土壌調査、地質調査含む)及びその関連業務
施設整備に係る設計(基本設計・実施設計)及びその関連業務
施設整備に係る建設工事及びその関連業務
工事監理業務
周辺家屋影響調査・対策
電波障害調査・対策
察施設整備ikik政` t`

制限して行う大規模修繕」については、

躯体については、建物の一側面、連続
修繕を、設備機器については機器系統

大学が実費を負担する。

建物（国際・産学共同研究センター、
訪者受付業務を含む。）

ヘルプサービス業務

上記に必要な設備、備品等の提供

7 スケジュール

次のスケジュールで本事業を行う。

平成15年3月26日	入札公告
平成15年4月8日	現場説明会
平成15年3月27日～4月14日	入札説明書等に関する第1回質問受付期間
平成15年4月30日	入札説明書等に関する第1回質問の回答
平成15年5月12日～5月14日	競争参加資格確認申請書の受付期間
平成15年5月21日	競争参加資格の確認結果の通知・公表
平成15年5月30日	競争参加資格がないと認めた理由説明請求の受付期限
平成15年6月5日	競争参加資格がないと認めた理由の回答

8 競争参加資格等

(1) 入札参加者が備えるべき要件等

1) 入札参加者の構成等

ア 入札参加者は、単独企業（以下「入札参加企業」という。）、又は複数の者で構成されるグループ（以下「入札参加グループ」という。）であること。

イ 入札参加者は、入札参加企業又は入札参加グループの構成員が本事業の遂行上果たす役割を明らかにするとともに、入札参加グループで申し込む場合には、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料（以下「競争参加資格確認申請書等」という。）の提出時に代表企業名を明記し、必ず代表企業が入札手続を行うとともに対応窓口となること。

している者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

カ 審査委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

キ 入札参加者及び協力会社のいずれかが、他の入札参加者及び協力会社として参加していないこと。

3) 入札参加者及び協力会社の資格等要件

入札参加者及び協力会社のうち設計、工事監理、建設及び維持管理運営の各業務に当たる者は、それぞれ次の要件を満たすこと。

なお、複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することができることとし、また、同一業務を複数の者で実施する場合もその全ての要件を満たすこと。ただし、工事監理業務と建設業務については、兼務することはできない。また、資本面若しくは人事面において関連がある場合も同様とする。

ア 設計に当たる者は次の要件を満たすこと。

文部科学省において平成14・15年度設計・コンサルティング業務に係る有資格業者として登録されている者であること。

経営状況が健全であること。

なお、「健全であること」とは、手形交換所による取引停止処分及び主要取引先から取引停止を受けていない者並びに経営状態が著しく不健全でない者を指す。

不正又は不誠実な行為がないこと。

建築士法（昭和25年法律202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

平成5年度以降に担当者（相当程度の責任をもって業務に従事した者）として、下記に示す業務に従事し、完了した経験を有する総括技術者及び主任技術者を専任で配置できること。なお、同じ技術者が複数の役割及び分野を担当することを妨げるものではない。

鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造、地上5階建以上かつ延べ面積2,000㎡以上の校舎又は研究施設

イ 工事監理に当たる者（建築基準法（昭和25年法律201号）第5条の4第2項の規定に基づき設置するものとする。）は次の要件を満たすこと。

上記3)ア に同じ。

上記3)ア に同じ。

上記3)ア に同じ。

上記3)ア に同じ。

平成5年度以降に担当者（相当程度の責任をもって業務に従事した者）として、下記に示す業務に従事し、完了した経験を有する者を建築工事・電気設

備工事・機械設備工事にそれぞれ専任で配置できること。

鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造、地上5階建以上かつ延べ面積2,000㎡以上の校舎又は研究施設

ウ 建設に当たる者は、次の要件を満たすこと

文部科学省において一般競争参加者の資格を有し、各工事において、「一般競争参加者の資格」（平成13年1月6日文部科学大臣決定）第1章第4条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記2の点数）が次の点数以上であること。

- a. 建築一式工事 1,050点
- b. 電気工事 950点
- c. 管工事 950点

なお、複数の工事を同一の企業が実施することは、差し支えない。

また、各工事を複数の企業が共同して実施することは差し支えない。ただしこの場合においては、共同して工事を実施するすべての入札参加者及び協力会社が上記を満たすものとする。

提案内容に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき許可を有して営業年数が5年以上ある者であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。

平成5年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した下記の基準を満たす各工事に対応した新営工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

なお、複数の建設企業が下記に示す建設工事ごとに共同して施工する場合にあっては、すべての企業が工事種類ごとの下記の施工実績を有すること。

鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造、地上5階建以上かつ延べ面積2,000㎡以上の校舎又は研究施設

次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配属できること。

a. 建築工事

一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士又はこれらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

b. 電気設備工事

一級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士（技術士法による第二次試験のうち、技術部門を電気・電子部門、建設部門又は

等の差し替え若しくは再提出を指示した場合であっても、競争参加資格確認申請書等の提出期限以降の差し替え若しくは再提出は認めない。

(8) 大学からの提示資料の取扱い

大学が提供する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(9) 入札参加者の複数提案の禁止

入札参加者は、1つの提案しか行うことはできない。

10 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格の審査の結果、競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認められた理由について、次に従い書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

1) 提出期限 平成 15 年 5 月 30

(3) 当日連絡先

東京大学施設部企画課企画掛

電話 : 03 5841 2205

FAX : 03 5841 2228

12 入札説明書等に関する質問及び回答

入札説明書等の内容に関し質問事項がある場合においては、以下の要領にて提出すること。

【第1回目】

- (1) 受付期間 平成 15 年 3 月 27 日 (木) ~ 平成 15 年 4 月 14 日 (月)
- (2) 宛先 / 方法 質問の宛先、提出方法及び様式等については様式集・様式 2 及び 3 を参照すること。なお使用するソフトウェアは Microsoft Word とし、入札説明書、入札金額等の算出方法及びサービス購入費の支払方法等、様式集、要求水準書、要求水準書 資料、落札者決定基準、事業契約書(案)・基本協定書(案)ごとにファイル名をつけ、電子メールにて提出すること。電子メールのアドレスは [pfi-komaba@adm.u-tokyo.ac.jp]
- (3) 回答の公表 質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き公表する。
- (4) 質問への回答日 : 平成 15 年 4 月 30 日 (水)
- (5) 質問への回答場所 : 文部科学省及び大学ホームページ

【第2回目】

- (1) 受付期間 平成 15 年 5 月 29 日 (木) ~ 平成 15 年 6 月 2 日 (月)
- (2) 宛先 / 方法 質問の宛先、提出方法及び様式等については別紙様式 2、3 を参照すること。なお使用するソフトウェアは Microsoft Word とし、入札説明書、入札金額等の算出方法及びサービス購入費の支払方法等、様式集、要求水準書、要求水準書 資料、落札者決定基準、事業契約書(案)・基本協定書(案)ごとにファイル名をつけ、電子メールにて提出すること。電子メールのアドレスは [pfi-komaba@adm.u-tokyo.ac.jp]
- (3) 回答の公表 質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き公表する。
- (4) 質問への回答日 : 平成 15 年 6 月 18 日 (水)
- (5) 質問への回答場所 : 文部科学省及び大学ホームページ

13 入札書及び入札提案書類の提出期間・場所及び方法等

(1) 提出期間及び場所

1) 提出期間

平成15年7月11日(金)~平成15年7月17日(木)午後2時00分

(ただし、郵送する場合は平成15年7月16日午後5時00分(必着))

2) 提出場所

〒113 - 8654 東京都文京区本郷7丁目3番1号
東京大学施設部企画課工事契約掛
電話：03 5841 2210

持参又は郵送すること。電送による入札は認めない。なお、郵送する場合は、必ず「配達記録郵便」とすること。

(2) 開札日時及び場所

1) 開札日時

平成15年7月17日

(8) 入札提案書類の取扱い

1) 著作権

本事業に関する入札提案書類の著作権は入札参加者に帰属する。また、入札参加者から提出された資料は、民間事業者の選定に関わる公表以外に入札参加者に無断で使用しない。なお、入札提案書類は入札者に返却しない。

2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負う。

3) 入札提案書類の変更等の禁止

入札提案書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めない。

(9) 入札提案書類に関するヒアリング

入札提案書類のヒアリングを次の要領で行う。

1) 開催日時 平成 15 年 8 月 4 日 (月) 午前 10 時 00 分から午後 4 時 00 分まで

2) 開催場所

〒 1 1 3 - 8 6 5 4 東京都文京区本郷 7 丁目 3 番 1 号
東京大学本部庁舎大会議室(12階)

3) その他

入札参加者別のヒアリング時間など、詳細は追って通知する。なお、出席者は、資料の内容を説明できる者とする。

14 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金は、免除する。

(2) 契約保証金は免除する。

ただし、選定事業者は建設工事の履行を確保するため、事業契約締結の日から施設引渡日までを期間として、建設工事に相当する金額(設計費及び工事監理費を含む。)の 100 分の 10 以上について、支出負担行為担当官東京大学事務局長又は、選定事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、事業契約締結後、速やかに当該履行保証保険契約に係る保証証券を支出負担行為担当官東京大学事務局長に提出すること。なお、選定事業者を被保険者とする履行保証保険契約が建設企業によって締結される場合は、選定事業者の負担により、その保険金請求権に、事業契約に定める違約金支払債務を被担保債務とする質権を支出負担行為担当官東京大学事務局長のために設定するものとする。

15 開札

開札は、13に掲げる日時及び場所において入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

なお、予定金額の制限の範囲内の入札金額を提案した者を発表することとし、発表さ

れた入札参加者は、その後の落札者選定の対象となる。この際に予定金額及び入札金額の公表は行わない。

16 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者とした場合には落札決定を取り消すものとする。

なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札の時に指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている者等、開札の時に8に掲げる資格のない者は競争参加資格のない者に該当する。

また、本公告に示した開札日は新年度の平成15年7月17日であるため、8(1)2)入札参加者及び協力会社の資格等要件が平成15年度において有効なものでない場合、9競争参加資格等の確認等に示す開札の時に資格のない者に該当することになることから、その点に十分留意し、所定の手続きを行うこと。

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札

委任状を持参しない代理人のした入札

「入札参加表明書」に記載された応募グループの代表者以外のした入札

「入札参加表明書」その他の一切の提出した書類に虚偽の記載をした者の入札
記名押印の欠いた入札

金額を訂正した入札

誤字、脱字等により意思表示が不明確である入札

明らかに連合によると認められる入札

同一事項の入札について他の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

17 落札者の決定方法等

本件入札は、金額と金額以外の要素を総合的に評価して、最も優れた提案を行った者を落札者として決定する総合評価方式により行う。

入札結果は、落札者決定後、速やかに入札参加者に文書にて通知する。電話等による問い合わせには応じない。また、入札結果は、審査結果とあわせて文部科学省及び

18 手続きにおける交渉の有無

手続きにおける交渉は無とする。

19 基本協定書の締結

落札者は、落札決定後7日以内に、大学を相手方として、基本協定書（案）に基づき、基本協定を締結しなければならない。

20 特別目的会社の設立

落札者は、本事業を実施するため、商法（明治32年3月9日法律第48号）に定める株式会社として特別目的会社（以下「選定事業者」という。）を事業契約締結の時までに設立するものとする。なお、入札参加企業又は入札参加グループの構成員は、当該会社に対して出資するものとする。その出資比率の合計は、全体の50%を超えるものとする。

全ての出資者は、事業契約が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、大学の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。

21 事業契約書の締結

- (1) 落札者は、落札者決定後2ヶ月以内に、大学を相手方として、事業契約書（案）により、事業契約を締結しなければならない。事業契約書において、選定事業者が遂行すべき設計業務、工事監理業務、建設業務及び維持管理業務に関する業務内容、金額、支払方法等を定める。
- (2) 契約金額は、入札金額に、入札金額から割賦金利を控除した金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）とする。
- (3) 契約の締結に当たっては、軽微な事項を除き、落札者の入札金額及び入札説明書等に示した契約内容について、変更できないことに留意すること。
- (4) 選定事業者が事業契約を締結しない場合、大学は違約金として落札金額の100分の5に相当する金額を請求することがある。
- (5) 事業契約書締結に係る選定事業者の弁護士費用、印紙代等は、選定事業者の負担とする。

22 支払条件等

大学の選定事業者に対する支払いは、選定事業者が実施する本施設の設計、工事監理及び建設に係る対価（以下「施設整備費相当」という。）と維持管理業務等に係る対価（以下「維持管理費等相当」という。）から成る。大学は、財政法（昭和22年3月31日法律第34号）第15条第1項に規定する国庫債務負担行為により、本施設の施設整備費相当と維持管理費等相当を施設引渡しのあった日から事業期間中に、選定事業者に対し、PFI法第10条第1項に規定する大学と選定事業者との間で締結する事業

(2) サービス購入費の改定

サービス購入費の改定は以下のとおりとする。詳細については、事業契約書(案)の別紙8「サービス購入費の支払方法及びサービス購入費の支払額の改定について」を参照すること。

1) 施設整備費相当

施設整備費相当の支払額の改定は行わない。

2) 維持管理費等相当

物価変動のうち改定率(価格指数比から1を控除した率とする)の絶対値が3.0%を超えた部分について勘案し、事業契約書の定めるところにより対価の改定を行う。

23 建設工事にかかる工事保険

選定事業者は、以下の要件を満たす建設工事保険及び第三者損害賠償保険に加入し、その保険料を負担するものとする。

(1) 共通

1) 契約者

選定事業者又は受託者(建設に当たる者)

2) 建設場所

東京都目黒区駒場4丁目6番1号 東京大学構内

(2) 建設工事保険

1) 被保険者

選定事業者又は受託者

2) 保険の対象

本件施設の建設工事費

3) 保険期間

建設工事着工日を始期とし、引き渡し予定日を終期とする。

4) 保険金額(補償額)

請負代金額

5) 補償する損害

水災危険を含む不測かつ突発的な事故による損害

(3) 第三者賠償責任保険

1) 被保険者

選定事業者又は受託者

2) 保険期間

建設工事着工日を始期とし、引き渡し予定日を終期とする。

3) てん補限度額(補償額)

対人: 1億円 / 1名・10億円 / 1事故、対物: 1億円 / 1事故 以上

4) 補償する損害

工事に起因する第三者の身体損害及び財物障害が発生したことによる法律上の

損害賠償責任を負担することによって被る損害

5) 免責金額 50,000 円以下

(4) その他

- 1) 選定事業者又は受託者は、上記の保険契約を締結したときは、その保険証券を遅延なく大学に提示するものとする。
- 2) 選定事業者又は受託者は大学の承認なく保険契約及び保険金額の変更又は解約をすることができないものとする。
- 3) 選定事業者又は受託者は業務遂行における人身、対物及び車両の事故については、その損害に対する賠償責任を負い、これに伴う一切の費用を負担するものとする。

24 本件事業以外の業務で、本件事業に直接関連する業務に関する契約を本件事業の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無
無。

25 苦情申立て

本手続きにおける競争参加資格の確認その他の手続きに関し、「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進本部決定）により、政府調達苦情検討委員会（連絡先：内閣府政府調達苦情処理対策室、電話03-3581-0262（直通））に対して苦情を申立てることができる。

26 関連情報を入手するための照会窓口

〒113-8654 東京都文京区本郷7丁目3番1号
東京大学施設部企画課
電話：03 5841 2210

27 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札参加者は、本入札説明書等を熟読し、遵守すること。
- (3) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 選定事業者は、競争参加資格確認申請書等に記載した配置予定の技術者を当該事業の現場に配置すること。
- (5) 建設企業及び下請会社が、外国の板ガラス製造業者からの競争力のある取引の申出に対して適切な考慮を払いつつ、板ガラスを含む建設資機材を内外無差別の原則に基づいて選定することを期待する。

．事業実施に関する事項

1 選定事業者の権利義務等に関する制限

(1) 選定事業者の事業契約上の地位の譲渡等

大学の事前の承諾がある場合を除き、選定事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。

(2) 特別目的会社の株式の譲渡・担保提供等

本事業を遂行するため設立された特別目的会社に出資を行った入札参加者は、本事業が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、大学の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

(3) 債権の譲渡

選定事業者が、大学に対して有する本施設の設計、工事監理及び建設並びに維持管理業務の提供に係る債権は、大学の承諾がなければ譲渡することができない。

(4) 債権への質権設定及び債権の担保提供

選定事業者が、大学に対して有する本施設の設計、工事監理及び建設並びに維持管理業

務選定事業者の債権に対する質権の設定及び債権の担保提供は、大学の承諾を得なければならない。

選定事業者の債権に対する質権の設定及び債権の担保提供は、大学の承諾を得なければならない。また、選定事業者は、事業契約上の地位の譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。また、選定事業者は、事業契約上の地位の譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。また、選定事業者は、事業契約上の地位の譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。

ア 基本設計・実施設計時

事業者は、定期的に大学に報告を行うとともに、基本設計及び実施設計完了時に要求水準に適合していることが確認できる設計図書を大学に提出し、内容の確認を受ける。

イ 建築確認申請時

事業者は、建築基準法に基づく建築確認の書類作成を行い、建築確認の申請を行うとともに、大学に事前説明及び事後報告を行う。

ウ 工事施工時

事業者は、建築基準法に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行い、事業者を通じ、工事監理者に工事監理の状況を大学に毎月報告させる。また、事業者は、大学が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告、工事現場での施工状況の説明を行わなければならない。ただし、大学が工事施工の事前説明及び事後報告、工事現場での施工状況の説明を受けたことによって、施工に起因する瑕疵の責任は大学に移転されないものとする。

エ 工事完成時

事業者は、施工記録を用意して、現場で大学の確認を受ける。ただし、大学が施工記録の確認を行ったことによって、施工に起因する瑕疵の責任は大学に移転されないものとする。

オ 施設供用開始後

大学は、施設供用開始後、定期的に維持管理業務のモニタリングを行う。

2) 支払の減額等

モニタリングを行った結果、維持管理業務について事業契約書に規定した要求水準が満たされていないことが判明した場合には、維持管理費等相当の減額等を行うことがある。

3) 財務書類の提出

選定事業者は、毎事業年度、当該事業年度の財務書類（商法第281条第1項に規定する計算書類）を作成し、自己の費用をもって公認会計士又は監査法人による監査を受けた上で、監査報告書とともに毎事業年度経過後3ヵ月以内に大学に提出する。また、大学は、請求があった場合には、当該財務書類を公開できるものとする。

(5) 土地の使用等

- 1) 本事業の本施設に係る敷地は国有地であり、財産の分類は行政財産である。
- 2) 本施設に係る敷地については、選定事業者は、建設期間中無償で使用することができる。

5 日本政策投資銀行の融資等の取扱いについて

本事業は、日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」に対する融資（無利子融資、低利子融資）の対象事業であり、入札参加者は当該融資を利用することを

前提として提案することは可能であるが、入札参加者は自らのリスクでその活用を行

- 1) 建築基準法
- 2) 都市計画法
- 3) 消防法
- 4) 国有財産法
- 5) 高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の促進に関する法律
- 6) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- 7) エネルギーの使用の合理化に関する法律
- 8) 廃棄物の処理および清掃に関する法律
- 9) 人事院規制
- 10) 大気汚染防止法
- 11) 電気設備技術基準
- 12) 内線規定
- 13) 高圧受電設備規定
- 14) 国等による環境物品の調達等の推進に関する法律
- 15) その他関連法令、条例等

提出書類

- 1 現場説明会に関する提出書類（１部）
 - (1) 現場説明会参加申込書 < 様式 1 >
- 2 質問に関する提出書類（各 1 部）
 - (1) 入札説明書等に関する質問書提出届（第 1 回目 または 第 2 回目） < 様式 2 >
 - (2) 入札説明書等に関する質問書（第 1 回目 または 第 2 回目） < 様式 3 >
- 3 競争参加資格確認申請に関する提出書類（正本各 1 部）
 - (1) 競争参加資格確認申請書 < 様式 4 >
 - (2) 競争参加資格確認申請書添付書類の提出届 < 様式 5 >
 - (3) グループ構成員及び協力会社一覧表 < 様式 6 >
 - (4) 委任状 < 様式 7 >
 - (5) 設計に当たる者の資格等要件に関する書類 < 様式 8 >
 - (6) 工事監理に当たる者の資格等要件に関する書類 < 様式 9 >
 - (7) 建設に当たる者の資格等要件に関する書類 < 様式 10 >
 - (8) 維持管理に当たる者の資格等要件に関する書類 < 様式 11 >
- 4 入札辞退時の提出書類（正本 1 部）
 - (1) 入札辞退届 < 様式 12 >
- 5 入札時の提出書類（正本各 1 部）
 - (1) 入札提案書類の提出届 < 様式 13-1 ~ 3 >
 - (2) 委任状（代理人） < 様式 14 >
 - (3) 委任状（復代理人） < 様式 15 >
 - (4) 入札書 < 様式 16 >
 - (5) 要求水準書に関する確認書 < 様式 17 >
 - (6) グループ構成員及び協力会社変更届 < 様式 18 >
- 6 事業計画に係る提案書（正本：製本 1 部、副本：バインダー綴じ 25 部）
 - (1) 事業計画提案書表紙 < 様式 19 >
 - (2) 事業の遂行に関する提案（全体方針） < 様式 20 >
 - (3) 事業実施体制に関する提案 < 様式 21 >
 - (4) 事業スケジュールに関する提案 < 様式 22 >
 - (5) 事業リスクへの対応に関する提案 < 様式 23 >
- 7 施設整備計画に係る提案書（正本：製本 1 部、副本：バインダー綴じ 25 部）
 - (1) 施設整備計画提案書表紙 < 様式 24 >
（施設計画全般）
 - (2) 施設計画の概要 < 様式 25 >
 - (3) 建築計画の概要 < 様式 26 >
 - (4) 構造計画の概要 < 様式 27 >
 - (5) 電気設備計画の概要 < 様式 28 >
 - (6) 機械設備計画の概要 < 様式 29 >
 - （施設計画個別）
 - (7) 景観や地域環境の配慮に関する提案 < 様式 30 >
 - (8) 機能的で可変性の高い施設に関する提案 < 様式 31 >
 - (9) 安全で快適な施設に関する提案 < 様式 32 >
 - (10) 維持管理費の軽減に配慮した経済的な施設づくりに関する提案 < 様式 33 >
 - (11) 親しみやすく、人に優しい施設づくりに関する提案 < 様式 34 >
 - (12) 建築計画に関する提案 < 様式 35 >
 - (13) 工事施工計画に関する提案 < 様式 36 >

- 8 施設整備計画に係る提案書（図面集）（正本：製本1部、副本：バインダー綴じ25部）
- (1) 図面集表紙 < 様式37 >
 - (2) 外観透視図（アイレベル） < 様式38 >
 - (3) 内観透視図（エントランスホールまわり） < 様式39 >
 - (4) 内観透視図（各階エレベータホールまわり） < 様式40 >
 - (6) 平面図（各階）（1 / 300） < 様式41 >
 - (7) 立面図（4面）（1 / 300） < 様式42 >
 - (8) 断面図（2面以上）（1 / 300） < 様式43 >
 - (9) 面積表および仕上表等 < 様式44 >
- 9 維持管理計画に係る提案書（正本：製本1部、副本：バインダー綴じ25部）
- (1) 維持管理計画提案書表紙 < 様式45 >
 - (2) 維持管理業務全般に関する提案 < 様式46 >
 - (3) 建物、建物設備、外構施設保守管理業務に関する提案 < 様式47 >
 - (4) 清掃衛生、警備管理業務に関する提案 < 様式48 >
- 10 運営補助計画等に係る提案書（正本：製本1部、副本：バインダー綴じ25部）
- (1) 運営補助計画計画提案書表紙 < 様式49 >
 - (2) 運営補助業務全般に関する提案 < 様式50 >
- 11 資金調達計画等に係る提案書（正本：製本1部、副本：バインダー綴じ25部）
- (1) 資金調達計画等提案書表紙 < 様式51 >
 - (2) 資金調達計画等 < 様式52 >
 - (3) 長期事業収支計画表（その1） < 様式53-1 >
 - (4) 長期事業収支計画表（その2） < 様式54-2 >
 - (5) 入札金額内訳書（施設整備費相当の内訳書） < 様式54 >
 - (6) 入札金額内訳書（施設整備費相当のうち建設工事費の内訳書） < 様式55 >
 - (7) 入札金額内訳書（維持管理費等相当の内訳書） < 様式56 >
 - (8) 入札金額内訳書（維持管理費等相当の年度計画の内訳書） < 様式57 >
 - (9) 資金調達スキーム（枠組） < 様式58 >
 - (10) 同意書または関心表明書 < 様式59 >
- 12 その他事項に係る提案書（正本：製本1部、副本：バインダー綴じ25部）
- (1) その他事項提案書表紙 < 様式60 >
 - (2) モニタリングに関する提案 < 様式61 >
 - (3) 特記事項 < 様式62 >

平成15年3月17日
文部科学省

国立大学法人化に伴うPFIの取扱について

国立大学の法人化については、国立大学法人法が本国会で成立した場合は、平成16年4月1日から国立大学法人に移行することとなる。この場合、国とPFI事業者が締結した事業契約に係る債権債務は、国立大学法人に承継されることとなり、事業契約は契約変更により国立大学法人とPFI事業者との契約となる。それに伴い、国の国庫債務負担行為は消滅することとなるが、その際債務を承継した国立大学法人のPFIについて、文部科学省は下記の措置を講じることとする。

(文部科学省の措置)

1. 本事業は、平成13年3月30日に閣議決定された第2期科学技術基本計画を踏まえて平成13年4月18日に策定された「国立大学施設緊急整備5か年計画」に基づく事業であり、文部科学省は、我が国の科学技術政策上、本事業の確実な履行が必要不可欠であると考えており、国立大学が法人化された際にも、かかる政策上の観点から、国立大学法人がPFI事業契約上の義務を事業期間に亘り履行できるように下記2.の手続きを通じて所要の措置を講じるものとする。

2. 国立大学が法人化された際に、文部科学省は、国立大学法人法第三十条に基づき主務大臣として定める中期目標において本事業の履行を国立大学法人に対して指示するとともに、中期目標を踏まえて国立大学法人が作成する同法三十一条に規定する中期計画において、PFI事業契約上の義務が履行されるように計画せしめ、平成11年4月の中央省庁等改革推進本部決定「中央省庁等改革の推進に関する方針」の「財源措置の考え方」及び「予算措置の手法」を踏まえ、所要の措置を行うものとする。当該中期計画の期限が到来する際にも、文部科学省は国立大学法人がPFI事業契約上の義務を継続的に履行できるように、上記と同様の措置を講じるものとする。

【参考】

中央省庁等改革の推進に関する方針（平成11年4月中央省庁等改革推進本部決定）（抄）

財源措置の考え方

ア 独立行政法人は、一般的には独立採算制を前提とするものではない。独立行政法人への移行後は、国の予算において所要の財源措置を行うものとする。

イ なお、独立行政法人に対する移行時の予算措置に当たっては、移行前に必要とされた公費投入額を十分に踏まえ、当該事務及び事業が確実に実施されるように、十分に配慮するものとする。

予算措置の手法

ア 独立行政法人に対する予算措置については、主務大臣が予算要求を行うものとする。

イ 独立行政法人に対する国の予算措置については、中期計画に定めるところに従い、運営費交付金及び施設費等を毎年度の予算編成の中で確実に手当する。

国立大学法人法（案）（抄）

（中期目標）

第三十条 文部科学大臣は、六年間において国立大学法人等が達成すべき業務運営に関する目標を中期目標として定め、これを当該国立大学法人等に示すとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 教育研究の質の向上に関する事項
- 二 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- 三 財務内容の改善に関する事項
- 四 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項
- 五 その他業務運営に関する重要事項

（略）

（中期計画）

第三十一条 国立大学法人等は、前条第一項の規定により中期目標を示されたときは、当該中期目標に基づき、文部科学省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画を中期計画として作成し、文部科学大臣の許可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

E968D80> Tj 150 0 TD 0 Tc 0.375 Tw () Tj 10.5 342TD /F2 12 Tf
その他業務の円滑な実施に関する事項の達成を期し、同様に、その実施に必要とする（中期